

受 験 番 号	
------------	--

試験日： 令和8年9月29日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法】（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）
一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

()

問題 2

【道路交通法】（転落積載物等に対する措置）
警察署長は、道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物（以下「転落積載物等」という。）が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者に対し、当該転落積載物等の除去その他当該転落積載物等について道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

()

問題 3

【自動車事故報告規則】（速報）
事業者等は、その使用する自動車について、五人以上の重傷者を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

()

問題 4

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の指導及び監督）
一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通省令に規定する業務の適確な処理及び整備管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

()

問題 5

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）
貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。
1 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
2 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）

()

問題 6

【道路運送法】（使用の制限及び禁止）
国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を経営したときは、三月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

()

問題 7

【貨物自動車運送事業法】（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全に関わる情報の公表）
一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を公表しなければならない。

()

問題 8

【労働基準法】（休憩）
使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも三十分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

()

問題 9

【道路運送車両法】（自動車検査証の有効期間）
車両総重量八トンを超える貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は二年である。

()

問題 1 0

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転等の防止）

貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

また、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

()

問題 1 1

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合及び定款並びに資本金の額に変更があった場合には、その旨を届け出なければならない。

()

問題 1 2

【貨物自動車運送事業法】（運賃及び料金等の揭示）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の車庫において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

()

問題 1 3

【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

()

問題 1 4

【製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律】（目的）

この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによつて、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、委託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

()

問題 1 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（輸送の安全）

貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通省大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上及び荷主の利便の向上に努めなければならない。

()

問題 1 6

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後六十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

()

問題 1 7

【貨物自動車運送事業法】（定義）

一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

()

問題 1 8

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合、運転時間は、二日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し一日当たり九時間、二週間を平均し一週間当たり六十三時間を超えないものとする。

()

問題 1 9

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

()

問題 2 0

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

()

問題 2 1

【道路運送車両法】（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

()

問題 2 2

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

()

問題 2 3

【労働基準法】（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を三年間保存しなければならない。

()

問題 2 4

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（従業員に対する指導及び監督）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において一年間保存しなければならない。

()

問題 2 5

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合、拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について八箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。

()

Ⅱ. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業法】（安全管理規程等）

輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が安全管理規程に定める遵守すべき事項として正しい事項を、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運賃及び料金の収受に関する事項
- ② 運行管理者の選任に関する事項
- ③ 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

()

問題 2 7

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- ② 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転のいずれかを伴うもの
- ③ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、二時間以上自動車の通行を禁止させたもの

()

問題 2 8

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

貨物自動車運送事業法第九条第三項において、一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならないとされているが、軽微な事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ② 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
- ③ 営業所又は荷扱所の位置の変更（貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）

()

問題 29

【道路運送法】（自動車に関する表示）

自動車を使用する者が、その自動車の外側に見やすいように表示しなければならないと定められている事項について、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 荷主の氏名、名称又は記号
- ② 使用者の氏名、名称又は記号
- ③ 荷主及び使用者の氏名、名称又は記号

()

問題 30

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者等台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、国土交通省令に規定する事項を記載し、かつ、写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならないが、運転者等台帳に記載しなければならない事項について、正しいものを次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記載しなさい。

- ① 当該運転者のマイナンバーカードに記載されたマイナンバー（個人番号）
- ② 当該運転者が運行管理者資格者証の交付を受けている場合、資格者証の番号及び交付年月日
- ③ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

()

受 験 番 号	
------------	--

試験日： 令和8年9月29日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法】（公衆の利便を阻害する行為の禁止等）

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、特定の荷主に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

国土交通大臣は、この規定する行為があるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

【貨物自動車運送事業法】

（ ○ ）

第26条第1項、第3項、第4項

問題 2

【道路交通安全法】（転落積載物等に対する措置）

警察署長は、道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物（以下「転落積載物等」という。）が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該転落積載物等の占有者、所有者その他当該転落積載物等について権原を有する者に対し、当該転落積載物等の除去その他当該転落積載物等について道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

【道路交通安全法】

（ ○ ）

第81条の2

問題 3

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について、五人以上の重傷者を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則】

（ ○ ）

第4条

問題 4

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の指導及び監督）
一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通省令に規定する業務の適確な処理及び整備管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (×)

第22条

誤:整備管理規程

正:運行管理規程

問題 5

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）
貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の事業実績報告書は、事業概況報告書（第一号様式）並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

- 1 一般貨物自動車運送事業損益明細表（第二号様式）
- 2 一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第三号様式）

【貨物自動車運送事業報告規則】 (×)

第2条

誤:事業実績報告書

正:事業報告書

問題 6

【道路運送法】（使用の制限及び禁止）
国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を経営したときは、三月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

【道路運送法】 (×)

第81条

誤:三月

誤:六月

問題 7

【貨物自動車運送事業法】（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全に関わる情報の公表）

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を公表しなければならない。

【貨物自動車運送事業法】 (○)

第23条の3

問題 8

【労働基準法】（休憩）

使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少くとも三十分、八時間を超える場合には少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

【労働基準法】 (×)

第34条

誤:三十分

正:四十五分

問題 9

【道路運送車両法】（自動車検査証の有効期間）

車両総重量八トンを超える貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は二年である。

【道路運送車両法】 (×)

第61条第1項、第2項

誤:二年

正:一年

問題 1 0

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転等の防止）

貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

また、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (×)

第3条第5項、第6項

誤: 運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

問題 1 1

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合及び定款並びに資本金の額に変更があった場合には、その旨を届け出なければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 (×)

第44条

誤: 「及び定款並びに資本金の額」は含まれない

問題 1 2

【貨物自動車運送事業法】（運賃及び料金等の揭示）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の車庫において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

【貨物自動車運送事業法】 (×)

第11条

誤: 車庫

正: 営業所

問題 1 3

【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

【労働安全衛生法】 (○)

第66条第1項、第2項

問題 1 4

【製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律】（目的）

この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによつて、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、委託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

【製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律】 (×)

第1条

誤: 委託事業者の利益を保護し、

正: 中小受託事業者の利益を保護し、

問題 1 5

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（輸送の安全）

貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通省大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上及び荷主の利便の向上に努めなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (☒)

第2条の2

誤:「及び荷主の利便の向上」は該当しない

問題 1 6

【貨物自動車運送事業報告規則】（運賃及び料金の届出）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後六十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、地方運輸局長に提出しなければならない。

【貨物自動車運送事業報告規則】 (☒)

第2条の2

誤:六十日

正:三十日

問題 1 7

【貨物自動車運送事業法】（定義）

一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

【貨物自動車運送事業法】 (☐)

第2条第2項

問題 1 8

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合、運転時間は、二日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し一日当たり九時間、二週間を平均し一週間当たり六十三時間を超えないものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 (☒)

第4条第1項第6号

誤:六十三時間

正:四十四時間

問題 1 9

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。

【道路運送法】 (☐)

第83条

問題 2 0

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】 (☐)

第2条第5項

問題 2 1

【道路運送車両法】（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

【道路運送車両法】

(○)

第47条の2

問題 2 2

【貨物自動車運送事業法】（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

【貨物自動車運送事業法】

(×)

第16条第1項

誤: 国土交通大臣が認定する講習を修了した者
正: 運行管理者資格者証の交付を受けている者

問題 2 3

【労働基準法】（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を三年間保存しなければならない。

【労働基準法】

(×)

第109条

誤: 三年
正: 五年

問題 2 4

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（従業員に対する指導及び監督）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において一年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

(×)

第10条第1項

誤: 一年間
正: 三年間

問題 2 5

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者を使用する場合、拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について八箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

(×)

第4条第1項第1号

誤: 一年について八箇月までは、
正: 一年について六箇月までは、

Ⅱ. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【貨物自動車運送事業法】（安全管理規程等）

輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が安全管理規程に定める遵守すべき事項として正しい事項を、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運賃及び料金の収受に関する事項
- ② 運行管理者の選任に関する事項
- ③ 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

【貨物自動車運送事業法】

(③)

第14条

問題 2 7

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- ② 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転のいずれかを伴うもの
- ③ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、二時間以上自動車の通行を禁止させたもの

【自動車事故報告規則】

(③)

第2条

問題 2 8

【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画の変更の届出）

貨物自動車運送事業法第九条第三項において、一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならないとされているが、軽微な事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ② 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
- ③ 営業所又は荷扱所の位置の変更（貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）

【貨物自動車運送事業法施行規則】

(②)

第7条

問題 29

【道路運送法】（自動車に関する表示）

自動車を使用する者が、その自動車の外側に見やすいように表示しなければならないと定められている事項について、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 荷主の氏名、名称又は記号
- ② 使用者の氏名、名称又は記号
- ③ 荷主及び使用者の氏名、名称又は記号

【道路運送法】

(②)

第95条

問題 30

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者等台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、国土交通省令に規定する事項を記載し、かつ、写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならないが、運転者等台帳に記載しなければならない事項について、正しいものを次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記載しなさい。

- ① 当該運転者のマイナンバーカードに記載されたマイナンバー（個人番号）
- ② 当該運転者が運行管理者資格者証の交付を受けている場合、資格者証の番号及び交付年月日
- ③ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

(③)

第9条の5

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る 法令試験の実施結果について

令和8年9月実施分の受験者数、合格者数、合格者の受験番号は、以下のとおりとなります。

- ・受験番号は法令試験実施通知書の右上に記載しております。
- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。
- ・2回目となる再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

受験者数	合格者数	合格率
185	139	75.1%

【合格者 受験番号】

1	3	4	7	8	11	12	13	15	16
17	20	21	23	24	28	29	30	31	32
33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	49	50	51	52	54
55	56	57	58	59	60	61	62	65	66
67	68	69	72	73	74	76	77	78	79
80	81	82	83	84	85	86	87	89	92
93	94	95	96	97	98	99	100	101	102
103	104	105	106	107	108	109	110	111	112
113	114	116	118	119	120	121	124	126	127
129	130	131	133	135	138	139	141	143	144
145	146	148	151	152	153	155	156	157	158
159	160	162	163	165	166	170	171	172	173
174	176	177	178	182	183	184	185	186	